

(第一類 第七号)
衆議院
第一百九十三回國會
厚生労働委員会

1100

平成二十九年五月二十四日(水曜日)

出席委員

| | | | |
|----|--------|----|---------|
| 理事 | 後藤茂之君 | 理事 | 田村憲久君 |
| 理事 | 高鳥修一君 | 理事 | とかぎなみみ君 |
| 理事 | 三ツ林裕巳君 | 理事 | 井坂信彦君 |
| 理事 | 柏木道義君 | 理事 | 柳屋敬悟君 |

| | |
|----------------------------------|--------|
| 政府参考人 (厚生労働省大臣官房技術・國際保健總括審議官) | 福田 祐典君 |
| 政府参考人 (厚生労働省医政局長) | 神田 裕二君 |
| 政府参考人 (厚生労働省健康局長) | 福島 靖正君 |
| 政府参考人 (厚生労働省医薬・生活衛生局長) | 武田 俊彦君 |
| 政府参考人 (厚生労働省老健局長) | 蒲原 基道君 |
| 政府参考人 (厚生労働省保険局長) | 鈴木 康裕君 |
| 厚生労働委員会専門員 | 中村 寒君 |

五月二十三日

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（青山）

同(黃川田徹君紹介)(第一二五八号)

同(土井亨君紹介)(第二二〇号)

同（鈴木憲和君紹介）（第一二〇六号）

医療・介護の負担増の中止に関する

同（堀内照文君紹介）（第一二六四号）

同(重德和彦君紹介)(第一一六八号)

同(太平喜語語詔介)(第一二二一號)

同(近藤昭一君紹介)(第一二五四号)

育・学童保育の実現を求める」とこと

(緒方林太郎君紹介)(第一一五六号)

國の貢住でお金の心配なく詰めが必須

(火野君林君編) (第一一五七号)

同(畠野君枝君紹介)(第一一八六号)

第一類第七號 厚生労働委員会議録第二十二号

平成二十九年五月二十四日

り、まず実態の把握をしていっていただきたい、このように思うんですけれども、答弁いただきたいたいふうに思います。

○福島政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年に造血幹細胞移植推進法が施行されしたことによりまして、この推進法の省令に定められた疾病の治療を目的として、非血縁間の臍帯血細胞移植を行う際に用いられる臍帯血の供給につきましては、厚生労働大臣の許可を得た公的なバンクが行うこととされておりまして、また、用いられる臍帯血の安全性、品質の確保に関する基準を遵守するということにされておるわけでございます。

一方、今先生御指摘のいわゆるプライベートバンクでございますけれども、臍帯血を採取される方御本人からの委託を受けて、その御本人の方またはその親族の方の移植に用いるために臍帯血を提供する事業、これを実施しておるわけでござりますけれども、これについて平成二十四年に実施した調査では、四カ所の事業者があるということが確認されおりましたけれども、このうち、私ども、二カ所が現在も事業を行つておるわけでござい

うに承知をしております。

御指摘のとおり、このようなプライベートバンクにつきましては造血幹細胞移植推進法の規制の対象となりませんが、今回の事案も踏まえ、改め

て、産科医療機関などに対する調査を行つて、今御指摘の臍帯血を採取する方とそのプライベートバンクの契約の状況とか、そういうものも含めて実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○中野委員 ゼひ早急にお願いをしたいというふうに思います。

造血幹細胞移植につきましては、私、地元でもドナーになられた方も含めて、いろいろお話を伺いました。やはり、移植後の感染症対策なども非常に重要な要素だなというふうに痛感をしている分野でござい

ます。

○福島政府参考人 お答えいたします。

今御指摘の造血細胞移植患者手帳でござりますが、移植患者の方々の長期の健康維持を図ること

を目的に、日本造血細胞移植学会において全国統一の様式で作成をされたものでございまして、この手帳を活用することによって、移植病院と一般

病院あるいは診療所が移植患者の方々の医療情報などを共有する、そういう連携体制を構築するこ

とにつながつていくといふもので、移植後の患者

委員会でも取り上げさせていただいたことがございまして、こうしたフォローアップをしていく

ために、移植された患者の皆様のための手帳を配らせていただいて、患者個人の健康管理や他の医療機関で受診されるようなときにしっかりと参照し

うことも取り上げさせていただきました。

現在、それもつくられて活用されているというふうにお伺いしたんですけど、この移植手帳につ

きまして問題意識を感じましたのは、これを持つて地域の医療機関に行つても、まだまだ認知度が

低くて、適切な対応が図られないんじゃないかな、こういうことを感じまして、やはりこの周知徹底

をしていくべきではないかというふうに思いました。

あわせて、こうした移植患者手帳、印刷、配布、これの負担が、拠点病院にとって結構負担が重いというふうな御指摘もいただきまして、こう

したことでの拠点病院の造血幹細胞移植そのものの事業が、しわ寄せが来るようなことがあります

ことは本末転倒なのではないか、こういうことも感じております。やはりこうした拠点病院の支

援というのもしっかりとやつていかないといけない、このように感じております。

この二点について答弁をいただきたいというふうに思います。

○福島政府参考人 お答えいたします。

今御指摘の造血細胞移植患者手帳でござりますが、移植患者の方々の長期の健康維持を図ること

を目的に、日本造血細胞移植学会において全国統一の様式で作成をされたものでございまして、この手帳を活用することによって、移植病院と一般

病院あるいは診療所が移植患者の方々の医療情報などを共有する、そういう連携体制を構築するこ

とにつながつていくといふもので、移植後の患者

のQ.O.I向上を図るために非常に有効なものであるというふうに私ども考えております。

私も厚生労働省といたしましても、この患者手帳の効果的な運用を進めるために、一般病院や

診療所に、患者手帳の趣旨と利用方法、これをしております。

その情報提供した後、造血幹細胞移植推進拠点病院から一般病院や診療所に対して、この患者手帳の目的や内容、運用方法についての説明を行つていただき、準備が整つた地域から順次、患者手帳を配布いただく予定にしておるわけでございま

す。

この中身、患者手帳の内容につきましては、造血細胞移植学会におきまして、実際の運用状況も踏まえて、今後も必要な改定が行われていくといふふうに承知をしておりますけれども、今後も

全国統一の様式で、移植後の患者さんや医療機関にとつてより活用しやすいものになりますよう

に、私ども厚生労働省としても、必要な協力ををしてまいりたいと考えております。

また、造血幹細胞移植推進拠点病院への支援でござりますけれども、全国八ブロック、九施設ございますこの拠点病院に対しまして、造血幹細胞移植医療人材育成、造血細胞移植コーディネーター支援事業、造血幹細胞移植地域連携事業、こ

れを行うために、今年度予算でも一施設当たり約二千七百万の措置をしておるところでございま

して、今後とも、こういう拠点病院を中心として、適切な造血幹細胞移植が実施できる体制を整備す

るために、財政的な面も含めて必要な支援を行つてまいりたいと考えております。

○中野委員 造血幹細胞移植が実施できる体制を整備するためには、財政的な面も含めて必要な支援を行つてまいりたいと考えております。

この拠点病院の支援に含めて、移植の推進に

変に重要でございます。しかし、まだまだ数も少

なく、また処遇の問題もあってなかなか人材育成が進んでいない、こういう御指摘を伺います。

最後に、簡潔にこの移植のコーディネーターの

人材育成について御答弁いただければどうふう

に思います。

○福島政府参考人 今御指摘のコーディネー

ター、H.C.T.C、造血幹細胞移植コーディネー

タードとしてございますけれども、日本造血細胞移植学

会から認定された方が全国四十病院、四十三人在籍されておりますけれども、これは、移植が円滑に行われるよう、患者や御家族の方々あるいはドナーとかかわり、支援するという非常に重要な役割を担つていると考えております。

私もとしては、このH.C.T.Cの育成を進めるために、造血幹細胞移植推進拠点病院事業におきまして人材育成に取り組んでおります。

今後とも、日本造血細胞移植学会や造血幹細胞移植推進拠点病院と連携して、育成支援を行つてまいりたいと考えております。

○丹羽委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 民進党の阿部知子です。

前回に引き続いて二度目の質疑のお時間を頂戴して、ありがとございました。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございました。

私は、きょう冒頭は、昨日の新聞の報道にございましたが、名古屋大学病院で医療ミスが二

〇一五年の七月にあつたということを病院側が報告して謝罪するという事案のメディア報道がございました。甲状腺がんを切除したときに出血多量

で気管を圧迫したという事案で、これまでにも同様

事案があつてガイドラインがあつた、でもそれが守られなかつたということで、大変残念ですが、

同時に、やはり、隠さず、逃げず、ごまかさず、こうしたことをきつちりと明らかにして、謝罪もする、また遺族へのさまざまな補償も今後あ

ると思います。そうしたことが医療界で定着して

いくことをまず何よりも願つて、質問に入りたい

と思います。

もともと私が医療分野から国会議員になろうと思つた理由を、きょうは少しお話しさせていただきます。

私は、一九九八年、私の勤める神奈川県下の病院で、五百床以上ベッドのある、また非常に人気のある病院でしたが、兄が脊髄の手術の後にいわゆるエコノミー症候群というのになつて、足から飛んだ血栓が肺に詰まつて、発見されたときは心肺停止というか、翌朝、冷たくなつて発見をされました。

私は、自分が医学の分野にいながら、まして自分の働く病院で、肺塞栓症というのは当然今は予知され避けられる疾患で、背骨の、脊椎の手術などは下肢が動かなくなるので、今は足にマンシエットというのを巻いて血栓予防に努めるわけですが、当時はそのことが必ずしも普及しておらなかつた。ましてHCUから出る前日で、兄は非常に状態がよかつたために、全部のモニターがよく眠れるようになつて、そのままにして、その結果、アラームが全く鳴らずに、恐らく夜十時過ぎに別れて、朝六時は冷たくなつておりました。

その事案を私が、事案というか私の身に起きたことですら、考えたときに、やはり私のいる医療現場は大変に忙しくて、本当に何台もの呼吸器の間を看護師さんが走り回る、そして必死にやつてもこうしたことが起こるということは、まず医療現場の労働条件と、そして安全管理に対するそれこそ文化をもつと定着させねばいけない、そのためにはやはり国の医療政策を変えねばならないと思つて立候補して、そのことを一生懸命有権者にも話して、今日、十七年目の国会活動をしております。

その中で、この医療事故調査の問題あるいは特定機能病院のことを考えますと、一番は、この前も申しましたが、起こつた事故を、その後訴訟とおもつともつと事前の段階で防止できれば、どんなにか医療現場もよくなり、患者さんの悲しみも

少ないかと思うもので、その観点から、せんだけました。

特定機能病院の中で二度も取り消されたって、本当に前例のないことで、その後の取り組みをしっかりと見せていただきたいと思って、塩崎大臣

のおっしゃるガバナンス、特に院長がさまざまなお権限を持つ体制に組みかえていく。センターが何カ所にも分かれますから、女子医大の場合。そういうトータルを見なきゃいけないということもあつて、このガバナンスを持つ院長の登用といふのは、私は大きな一步前進であると思います。

同時に、先日の質問でも申し上げましたが、院長がそういうことを実際に実施していくための、

実動を担つていただく医師というものがどこから供給され、どのように持続的であるかということ

が、私にとっては大きな課題であります。とにかく現場が忙しい。安全文化に配慮できる余力がない

よ、そこでとまつて、みんなで何とか大きな事故にならないようにしましようということが一番大事

事と思つております。

きょう、お手元の一枚目、実は、特定機能病院

の取り消しは、群馬大学と女子医大、両方ござい

ましたら、群馬大学の方、これは分厚い報告書が

出ておりまして、なかなかよくできた報告書であ

りますが、その中から拾つたもの、これくらい厚

い報告書で、外科学会の力もかりながらできた群

馬大学の報告書であります、その中から抜いて

きたものであります。

群馬大学では、もともと、二〇〇二年に医療安

全管理室といふものを設置してあって、事件が起

きたのはその後ですが、二〇一四年の十二月、こ

れはいろいろな死亡事例を受けて、この医療安全

管理室を部に昇格いたしました。ちなみに、女子

医大では、科、医療安全科。医療の中では、室、

部、科となるほどに全体の位置づけが上がつてしま

ります。せんだつて伺つた女子医大では、医療

安全科というのをつくつて、教授を選任しておら

れました。

まず、この群馬大学の事案でございますと、見ていただければわかるように、二〇〇一年にできたときは兼任の室長がいて、兼任とは、業務の五〇%にもいかないところを、安全にかかる業務をするのですが、やつと二〇一四年に

なつて、専従、業務の八〇%を占めると。医師は

ずっと、その下にいる医師は兼任、兼任、兼任だ

けれども、今はいない。今現在、また置かれたか

もしれません。主には看護師さんにかかるとい

て、これも、専従とはいうものの二名という体

制、薬剤師さんも一名という体制で、院内に起こ

る事故を未然に防ぐ、情報を収集する、対策を練

るつて、すごく大変だと私は今も思います。

女子医大の方は、せんだけて皆さんと一緒に視

察をしましたので、医師の室長と、その下はおら

れませんが、看護師さん四人、薬剤師さん、臨床

工学士おのの一名、事務三名という体制で、比

較的小さなお部屋で一生懸命情報を集めて、三十

件から四十件、毎日上がるインシデントに対応

ておられました。

塩崎大臣には、きょうの質問は、医療安全科と

いう科は、いわゆる、医学の世界で、標榜科とし

ては認められておりません。私は例えば小児科、

岡本先生は内科かな、医師が私はこれこれの科よ

ういうときの標榜、看板を掲げて医療法上で宣伝

ができるわけですが、医療安全科というのは標榜

科には今なつております。

でも、私は今回、女子医に行つてみて、本当に

思いました。医療安全科という科の存在を標榜科

として位置づける、そして、よいものは普及して

いく、各病院で医療安全科ができるように、標榜

科となるように願つておりますが、大臣のお考え

をお伺いいたします。

○塩崎国務大臣 東京女子医大の病院に新設をさ

れた、今御指摘の医療安全科でござりますけれども、これにつきましては、既存の医療安全管理部

門と連携をして、病院内の医療安全管理の質の向

上に資する取り組みとか、あるいは医療安全の職

員への周知徹底など、一般病院の医療安全管理の取り組みに加えて、医学生への、医学部の学生さんに対する教育を実施して、教授が一人配置をされている、そういうことでございますけれども、大きな特徴は、患者の診療は行つていないというところでございます。

そこで、標榜診療科というのは何ぞやというところがございますけれども、これは、医療を受ける患者に正確な情報を提供して、医療に関する適切な選択を支援する観点から、まず第一に独立した診療分野を形成していること、それから国民の求めに応診できること、四番目に国民の受診機会が適切に確保できるよう、診療分野に関する知識、技術が医師または歯科医師に普及、定着をしていること、こうしたこと踏まえて総合的に判断した上で、医学、医術に関する学術団体並びに医道審議会、この意見を聞いて、政令、省令で限定列挙をすること、この方式で標榜診療科というのは今認められています。

今御指摘のこの女子医大病院での医療安全科につきましては、患者の診療を行つておられないわけではござりますので、いわゆる医療機関の、普通に言う標榜診療科とは若干異なる位置づけというふうに認識をしておりまして、医療安全を専門的に担つていく一つの部署といつことにおいては、この医療安全管理部門との連携でやつていらっしゃる、そして学生にも教育を施す、こういうことでありますので、それなりに意味があると思いますが、標榜診療科というのにおいては少し趣を異にするのかな、特に患者さんを診ていらっしゃらないというところが少し違うのではないかというふうな感じを受けているところでございます。

○阿部委員 大臣のおっしゃるとおりで、せんだけても質問いたしましたが、例えば、医療安全にかかる医師は、働いてもそれは診療報酬にもつからない、患者さんをじかに診るわけではなくのでと。しかしながら、病院の中の不可欠な、そしてヘッドクオーターの直結するような部署で

あります。例えば、患者さんからの御相談とか医療安全にかかる知識などについての普及も含めて、患者さんとの接点を持つということは、私はできるような気がいたします。

大臣がおっしゃったように、今までの診療標準は、全て患者さんと接点がないとできませんでした。ただ、私は、例えば、ある病院に行って、そこに医療安全科があるかないかを患者さんたちがセレクトする時代が来てくればいいなと思います。

それは両方にとって、医療をよくしていくのは医療サイドであり患者側であるので、いろいろな創意工夫はあるうかと思いますから、きょうは私は、そういうことを感じ、大臣に御検討をお願いしたい。願わくば、例えば特定機能病院には必ず医療安全科がなくてはならないくらいの位置づけを持つて臨んでいただければ、本当にい人材も集まりますし、医療において医療事故が起こるというのは大きな経済ロスであるということも申し上げましたので、ぜひ大臣の念頭に覚えておいていただければと思います。

引き続いて、二問目の質問ですが、これも先回の少しきり残してますが、いわゆる死因究明のための解剖についてお伺いをいたします。

先日、私は、東京女子医大の二歳の坊やの例で、この坊やは、ある私の言葉では、解剖は、事後に、要するに火葬してから後に、いわゆる司法解剖、死因究明のため、それも事件性があるようなものの解剖は行われていなかつたということをお伝えしました。

実は、この坊やは病理解剖は行われておりまして、ただ、そのときは病死、自然死ということであり御さんのもとに帰されて、しかしながら、親御さんは、これは違うんじゃないかな、いかに何でも変わり果てた子供の姿を見て、違うのではないかと思われて、ここからは裁判で係争中ですが、余り立ち入れませんが、司法解剖が行われていないことを理由に挙げておられます。

では、具体的に何が違うのかというと、例え

ば、この子の場合はプロボフオールというお薬の過量でした。普通、病理は、各臓器は見ます。特に問題となるような、この子は腎臓を見たかもしれません。司法解剖であれば、薬物の血中濃度などを検査をいたします。そうすると、プロボフオールが過量であつたということもわかつてきましたかも知れません。

今、医療事故の報告制度における解剖って、正直言つて非常に中途半端なところにとどまつております。お手元にお示しましたように、始まつたばかりの医療事故調査報告制度で、解剖されるるものと A_i、画像診断のもの、合わせても半分くらいですが、特定機能病院でも、病理解剖が六件、A_iと両方やつたものが四件、そして A_iのみと。解剖の中でも、司法解剖は二件、病理解剖は八件と。何が違うかというと、医師が医師法二十二条にのつとて異状死だと届け出れば司法解剖になるというところで、ここで非常に現場は悩むわけあります。結果的には、女子医大のような例も生じてしまう。

ここで、これも大臣にぜひ検討していただきたいですが、二〇一三年に死因・身元調査法という法律と死因究明等の推進に関する法律、二本ができましたが、現在、後者は失効状態、停止状態であります。医療事故報告の中で、司法解剖に回ってしまうと、その報告結果は事故報告に来ない、病理解剖のものだけ。では、その谷間にといふか、司法解剖と病理解剖、両方を行いうようなものもあります。より死因に迫り、患者さんからの疑惑をなくすために、この調査報告制度における解剖のあり方にについて私は改善が必要であると、すなわち、死因究明という立場から、二十二条であるかどうかではなくて、そして、法医学的な観念をなくすために、この調査報告制度における解剖においてそれを適切に判断をされているんだ

ら、こうした医療事故と判断される死亡事例についての関係につきましてお話をいただきました。院内調査を行つて、医療機関の判断で必要に応じて病理解剖を行うというのがこの医療事故調査制度における死亡事例の際の扱いとなつていて、一方で、法医解剖、これにつきましては、損傷とかあるいは中毒等の外因や死因不詳の死体につきまして、犯罪捜査や公衆衛生の観点から、捜査機関等の判断で、つまりイニシエートするが、法医が担当して実施をする、こういうものが捜査機関ということになるわけですが、これが、法医が担当して実施をする、こういうものがございまして、医療機関の判断で法医解剖というのは行うものでは制度的ないということになります。

御指摘のように、病院内でも予期しない死亡事例といふものの中には、病死体であったとしても死因が純粹な病死ではないのではないかという推測がされる事案も当然あるわけでございまして、病理医に加えて法医が解剖に関与した方がよい事例もあるということは御指摘のとおりだと思いまして、

特定機能病院のほとんどは大学病院でございまして、大学の医学部には法医が勤務をしていることが通常でありますので、法医学の知識が必要な解剖につきましては、法医が解剖に同席するなどして法医学の専門的な助言を受けるなど、各施設においてそれぞれ適切に判断をされているんだ

ら、こうした医療事故と判断される死亡事例についての関係につきましてお話をいただきました。過去二回同様に、誠実な本當に御答弁をこの間いただいております。加えて、端的にきょうはお願いを申し上げます。

過去二回、東京女子医大の事件で亡くなつた孝祐ちゃんのお父さんがいらしてました。きょうは、ついに採決ということで、お母様、そして御遺族、関係者がおいでです。

この場に来ると、三年前の息子の死とまた真正面から向き合わなければならないということで、なかなかお仕事も含めてこちらに来ることが難しかつた中で、きょうはお母様がおいでです。そのことも踏まえて、私もしっかりと質問申し上げますので、大臣にも御答弁をお願いします。

まず、ちょっと順番が入れかわりますけれども、厚生労働省から医療機関、これはもちろん東京女子医大病院も含めてですが、に再就職、いわゆる天下りについて、資料、これは十一ページ目以降を皆さんごらんください。

御存じの方もおられたかもしれませんし、大臣も御存じだったかもしれません、国家公務員法上のいわゆる再就職ということになると、十一ページに出ているような形で、上の方は東京女子医大、これはもう特定機能病院を取り消されていますので、大学の医学部には法医が勤務をしていることが通常でありますので、法医学の知識が必要な解剖につきましては、法医が解剖に同席するなどして法医学の専門的な助言を受けるなど、各施設においてそれぞれ適切に判断をされているんだ

ら、こうした医療事故と判断される死亡事例についての関係につきましてお話をいただきました。過去二回同様に、誠実な本當に御答弁をこの間いただいております。加えて、端的にきょうはお願いを申し上げます。

過去二回、東京女子医大の事件で亡くなつた孝祐ちゃんのお父さんがいらしてました。きょうは、ついに採決ということで、お母様、そして御遺族、関係者がおいでです。

この場に来ると、三年前の息子の死とまた真正面から向き合わなければならないということで、なかなかお仕事も含めてこちらに来ることが難しかつた中で、きょうはお母様がおいでです。そのことも踏まえて、私もしっかりと質問申し上げますので、大臣にも御答弁をお願いします。

まず、ちょっと順番が入れかわりますけれども、厚生労働省から医療機関、これはもちろん東京女子医大病院も含めてですが、に再就職、いわゆる天下りについて、資料、これは十一ページ目以降を皆さんごらんください。

御存じの方もおられたかもしれませんし、大臣も御存じだったかもしれません、国家公務員法上のいわゆる再就職ということになると、十一ページに出ているような形で、上の方は東京女子医大、これはもう特定機能病院を取り消されていますので、大学の医学部には法医が勤務をしていることが通常でありますので、法医学の知識が必要な解剖につきましては、法医が解剖に同席するなどして法医学の専門的な助言を受けるなど、各施設においてそれぞれ適切に判断をされているんだ

ら、こうした医療事故と判断される死亡事例についての関係につきましてお話をいただきました。過去二回同様に、誠実な本當に御答弁をこの間いただいております。加えて、端的にきょうはお願いを申し上げます。

年の一月一日、しかもそこから六年五月三十日まで十四年以上監査役として在職をしておられた。二〇〇二年一月以降ですから、二〇〇二年といえは、実は、東京女子医大病院でその前年に心臓手術中の医療事故で女の子が亡くなっています。

とをまず明確に申し上げておきたいというふうに思います。

リーなわけですから、カウントもされない、そういうこともあるんですねけれども、やはり、私、今申し上げました特定機能病院の取り消し、再承認を含め、立入検査へのいろいろな、今はやりの言葉で言えば、そんたくがなされかねない、これは私、否定できないと思うんです。特に御遺族と

○ 堀崎国務大臣 今回法律で御提出申し上げてるのは、幾つかありますけれども、何しろまず第一に大事なことは、医療の高度の安全の確保ということを特定機能病院については承認要件に加えようということで、高度な安全の確保をする体制がない病院については特定機能病院を認めないととい

だから見たい
ですから、やはり、私、今後、これは実は、何
でこんなことを言うかというと、事故後に、これ
は内部文書ですから名前は言いませんけれども、

もう一つ新しいこと、幾つもありますけれども、今御指摘の監事事というのは、開設者側の大学違うことがあります。

御遺族と厚生労働省のまさに医政局の担当課の方が、それは思いを持たれてやりとりされている。そのメールや電話のやりとりを全部詳細に私は承知していますよ。よかれと思ってやりとりしているかもしれない。でも、ともすれば、何か和解を促しているような、そういうふうにも御遺族は

の理事会会の下にある監事、下というか、いや、理
事会と並んである監事でございまして、今回は開
設者の措置義務というものの初めて明確にいたし
ました。つまり、医療安全の責任者は、何度も申
し上げるよう、今はたった一人の院長が全てを
担うという格好になつていて、そんなことができる

やはり、そこに自分たちの元組織のトップがいる、大学病院であろうが大学であろうが、いるんです。そして、やはり、そういうことが、私は、

これは岡本委員からも随分独立性の話が出ましたが、まさにそこが大事でありますので、そこのがた。

ときにより問われてくると思いますので、ぜひ大臣にお願いしたいのは、これはかつて薬害エイズとか薬害肝炎とかいろいろな薬害問題が起こった

病院管理者の権限を明確にして、邪魔されないので、安全を追求できるよう、もちろん高度医療も同時に追求する、これをやれるようとするがバナン

ときにも、再就職まさに天下りと、そして医療メーカー、そして医療機関とのいろいろな関係が議論になりました。天下りを禁止すべきとか、あらはせ、土つこ詰めなど、二つ以上の要件をつける

スを強化していくことで、内部でいろいろなことが起きないように、外から圧力が加わらないように、そういうことを今回御提起申し上げているの

るいに、せめて届け出をこの今、の要件をもう少し厳格にしてちゃんと皆さんに開示すべきとか。そういうことも含めて、これはもちろん所管が董うんですけども、せめて厚生労働省、監査委員会

でそういうことをしがかり守っていたたく」とがそれぞれの病院における医療の安全を実現することにつながるのではないかというふうに思います。

臣、率先して、例えば省内で、いろいろなケースに対して、本当にこういうことが適正、適切と今言われましたけれども、本当にそうなのかどうな

○柚木委員 それも含めてぜひ検証しながら、ぜひ検討を僕はお願いしたいと今後も申し上げます。

のかということを、今後こういう事案、初めて二回取り消されているんですから、省内でガイドライン、指針なりを検討していただくような場を検

次、二項目、ちょっとまとめて伺います。
なぜこういうことが起つてしまつたのか。こ
れについては、私、一回目の取り消し、二回目の

討をお願いできなかと思ひますか、いかがで
しょうか。端的にお願ひします。

取り消し、全て文書も精読いたしました。なぜと
いうところはかなり述べられているんですが、そ

全般に、きちつと周知をしていくということです
いのか、まず局長に確認したいと思います。

前回の議事録を見ると、正常分娩と無痛分娩を比較した際の利点やリスク等に関する適切な情報

提供がなされるよう検討ということですけれども、これは分娩方法全般、こういう理解でよろしいんですね。

○神田政府参考人 お尋ねは、無痛分娩と正常分娩が中心であったと思いますけれども、その答弁

の趣旨といったしましては、そういうものを含めて、分娩方法に関する利点やリスクについて適切な情報提供ができるよう検討していきたいという趣旨でございます。

○岡本(充)委員 それを踏まえて、リスク、ベネフィット以外にも、患者さん、その御家族、それから妊娠婦さん、皆さん方はいろいろな情報を求めていると思います。

保険医療の場合は保険で費用がフィックスされていますけれども、自由診療の場合、費用は一体幾らなんだというのがわからない。例えば、マタニティーケリニック等では、分娩にかかる費用に物すごく差があると思いますね。現実的に、出産後の退院のときに、いろいろお土産というか、哺乳瓶などとか何だと、いろいろつけてくる例もある。この費用が、実際自分が払った費用に入っているのか入っていないのかもわからないわけです。どういう費用がどういうふうにかかつてこのコストになっているのかということを、やはりもっととわかりやすく明示をするべきじゃないか。

それは、確かにバラエティーはいろいろあるでしょう。出産時に胎児の心拍を監視する装置を長く使つただとか、場合によつては酸素を使つただとか、そういうことによつて費用は変わつてくると思いますが、一般的な費用だと、その内訳をもう少し明示する。先ほどお話をしたように、ちょっとといい料理を食べるからその分のお金が大きいのか、そういうことを明示するような形で情報提供をするべきだと考えますが、それについて、いかがでしょうか。

○塙崎国務大臣 ウエブサイトについて、現在、医療広告規制の対象となつてないという状態で、あつたわけありますけれども、医療機関ホームページがガイドラインにおいて、今は、内容が虚偽にわたるとか、または客観的事実であることを証明することができないものについてはホームページに掲載すべきでないという行政指導をやつたわけですね。

御指摘のように、當時この無痛分娩を行つてみると広告しながら、実際には麻酔医のいる平日の日中しか対応できないという事案については、これは虚偽に当たるものと考えるべきだらうというふうに思います。

なお、今般の医療広告の規制の見直しの中では、ウエブサイト等を含めて、虚偽、誇大等の不適切な内容のものも禁止をすることとしておりまして、具体的にどのような場合に虚偽、誇大等に当たるのか、ウエブサイトに記載する際にどのような条件を課すのかなど、詳細については、今後、医療関係団体の、あるいは患者団体の、そしてまた消費者団体などの御意見をしつかり聞きながら検討していく方針でございます。

○岡本(充)委員 大臣、それは問い合わせ三なんですよ。秘書官が後ろでちょっと、あつという顔をしましたけれども、これは違うんです。事務局でいいんです。

○鈴木政府参考人 出産に要する費用の推移についてお尋ねがございました。

医療保険制度では、出産に要する経済的負担を軽減するために、健康保険法等に基づく保険給付をして出産育児一時金が支給されております。具体的な支給額につきましては、出産費用、それから保険者の財政状況等を総合的に勘案の上、弾力的に改定をいたしまして、現在では原則四十二万円が支給をされております。

出産費用について、直近のデータでございますけれども、増加傾向にありまして、平成二十二年に約四十・六万円、平成二十七年に約四十四万円ということになつております。

○岡本(充)委員 それを、クリニックごと、マタドール、均的な費用をやはり提示していくべきじゃないか、こう言つてゐるわけです。それについて、提示をしていくことについては、ぜひ検討していただきたいという理解でいいんですか。どちらでもいいですけれども、局長 医政局長じゃないですか。

○神田政府参考人 もともと、出産の費用につきましては、現在も広告可能な事項ということになつておりますので、それは表示ができるということになつてございます。

それから、先ほど保険局長の方からお話をございましたけれども、現在、出産育児一時金については代理受領ということで、医療機関の方から審査支払い機関に代理請求ができるというような取り組みが行われてまして、その中では内訳を示すということで、入院料とか室料差額とか分娩料とか新生児の管理保育料ということでデータがござることになつておりますので、一応、平均的にいえば、一般的にどれくらいの費用がかかっているのかということについては、それを分析することによって集計は可能というふうになつてございます。

○岡本(充)委員 いや、それは、全体として集計をする話は別として、それぞれのクリニックでどうだということをもう少し妊娠婦さんに提供する、そういう方向で促してはいかがか、こう言つているんです。

○神田政府参考人 その点につきましては、別途に、患者さんの医療機関の選択等に資するということから医療機能情報提供制度というものがございまして、これは、毎年一回、病院の方から一定の事項について届け出をしていただくということになつていてるわけですが、それを、都道府県の方がホームページ等で提供するということになつております。

この中で、差額ベッド代等については既に報告を受けておりますけれども、分娩の費用につきまづ

しても、この医療機能情報提供制度の報告対象とすることにつきまして、医療関係団体や患者団体等の意見を聞きながら検討していきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 これは、それぞれのホームページでも公表するようにやはり促していかないと、そこを見に行けといつもなかなか見に行きませんから、ぜひそういう方向でやつてもらいたいですし、これから、大臣、やはり次の検討なんですよ。

それで、さつきの話、どういう広告があるべきなのか。さつきの無痛分娩だと、できますよと言つておきながら、実際に産氣ついてみたら、いや、ここは実は夜はできません、こういう話になつてくる。土日はできません、では、もう一週間のうちほとんどできないじゃないですか、こういう話になるわけですね。

やはり、そういう情報提供、今、それは好ましくないというふうに御答弁いただきましたけれども、こういう実態を踏まえながら、どういう情報が病院選択に資する情報なのかというのをもう少し考えながら、今の費用の問題、先ほどもお話をしましたけれども費用の内訳の問題、こういったものもぜひしっかりと表示をしていくべきだし、そして、もとと言えば、これは厚生労働省として、やはり、出産費用がどんどん上がつていいと、一時金を払つていても、代理で立てかえ払いしてもらつていると、実際に自分が払つてているお金、上の子のときも下の子のときも変わらないじゃないか、こういう話になつてきますから、やはりこのあり方というのも、いや、自由診療ですから、それは制限はかけられませんよ。ただ、どういうあり方がいいのか検討していく、こういうことも必要なんじゃないかという提案です。大臣、ここはぜひ前向きに御答弁いただきたいと思います。

○塙崎国務大臣 若いお母さんたちがお産をした後、いろいろ問題点を私たちも地元で聞かされることも間々あるわけでありまして、今のような御

きは、やはりその説明がちゃんとなかつたり、あるいは、理解できましたかと確認するのが少なかつたんですが、右側に上がっているように、一定の、九割以上の確認や説明がされているということがわかります。

同時に、右側の③、④を見ていただきますと、情報提供がされているのはまだ七一・四%にとどまっている。また、情報提供を行った者の割合は、八二%が薬剤師ですけれども、滑り出しのときは九〇・九%だったわけですから、そこから下がっているという状況が見てとれるのかなと。これは余りよろしくないことなのではないかと思います。

それで、当時、危険ドラッグの議論もありました。そこで、いわゆる健康食品と言われた無承認の医薬品、この扱いが非常に問題となりました。一般用医薬品のネット販売が解禁になった直後の届け出をした事業者の中に、こうした、いわゆる健康食品を広告しているなど紛れ込みもあつた、そして、健康食品とうたっているけれども医薬品の成分が発見されたなど、そうしたことがあつたと思います。

そういうことを振り返って、医薬品医療機器法違反がどのような体制でチェックをされているのか、あるいは、違反がどのようになつております、十分な対応ができるか、伺いたいと思います。

○武田政府参考人　ただいま御指摘もございました、医薬品医療機器法に基づく承認を受けていない医薬品の販売などもございますので、こういったものにつきましては、国民の保健衛生上の危害防止のために必要な取り締まりを行つているところでございます。

特に近年は、インターネットの普及に伴いまして、インターネット上での無承認、無許可医薬品の販売などにつきましては、やはり増加をしていよいよに認識をしておりますので、監視の必要性は高まつてているというふうに考えておりま

す。

このほか、国以外にも、都道府県におきましても、職員がインターネット上の販売サイトで確認を行つて、違反が疑われる事例につきましては製品を買い上げて分析し、業者への指導をする、こういった形での国内の違法サイトの閉鎖、削除を都道府県の方でも行つてているところでございます。

このように、厚生労働省いたしましては、これまで、サイバー犯罪の専門調査会社の活用、それから、薬事監視の第一線を担う都道府県の監視、取り締まりといった多方面から対応を行つてきおりまして、違法な販売の是正ということを行つてきたわけでございますけれども、引き続き、こういった取り締まりに努力してまいります。

○高橋(千)委員　二千五百のサイトが削除されたという答弁であります。やはり、一般用医薬品を扱う業者がルールを板に守つてやつたとしているのも、こうした紛れ込みがあるという中での今の体制が今指摘をされたと思うんですね。

それで、私は当時、この一般用医薬品のネット販売について、大型のオンラインモールの中での販売をされる、そうすると、三日間しか飲めないよといふ薬が、割引セールでまとめ買いみたいに、必要以上に買うことがないかとか、広告が張りついたり、割引だ、ポイントだということ

のを発見いたしますと、その削除などをプロバイダーに依頼する、こういったインターネットパトロール事業という事業を平成二十六年四月から実施しているところでございます。

この成果でございますが、この事業によりまして、事業開始から平成二十九年三月末までの間に、約二千五百のサイトにつきまして削除したところでございます。

このほか、国以外にも、都道府県におきましても、職員がインターネット上の販売サイトで確認を行つて、違反が疑われる事例につきましては製品を買い上げて分析し、業者への指導をする、こういった形での国内の違法サイトの閉鎖、削除を都道府県の方でも行つているところでございます。

このように、厚生労働省いたしましては、これまで、サイバー犯罪の専門調査会社の活用、それから、薬事監視の第一線を担う都道府県の監視、取り締まりといった多方面から対応を行つてきおりまして、違法な販売の是正ということを行つてきたわけでございますけれども、引き続き、こういった取り締まりに努力してまいります。

一方、厚労省の研究班の調査では、薬についての説明は受けたけれども、理解できない、余り理解できないが、店舗で購入した場合の三倍もあつたという結果も出ているわけなんです。

そこで、大臣に伺いたいんですけれども、今回の医療法改正案は、医療機関のネット広告においても、こういった取り締まりに努力してまいります。

○高橋(千)委員　二千五百のサイトが削除されたという結果も出ているわけなんです。

そこで、大臣に伺いたいんですけれども、今回

の医療法改正案は、医療機関のネット広告においても、こういった取り締まりに努力してまいります。

○高橋(千)委員　大臣、時間がないのに、どうして同じ答弁をするんですか。さつき二千五百サイトと局長が答弁したでしょうが。同じことを言わないで、聞いている趣旨がやはり違うと思うんですね。

○高橋(千)委員　大臣、時間がないのに、どうして監視体制の強化を図つていかなければならぬと考えております。

○高橋(千)委員　大臣、時間がないのに、どうして監視体制の強化を図つていかなければならぬと考えております。

やはり、違法サイトの紛れ込みをどうチェックするかということと同時に、正しい情報をどう伝えるかということだとと思うんですね。インターネットそのものが広告である、そういうふうに見えたときに、患者さんが欲しい情報が得られないことは困るという議論があつて今回の提案をしているわけでしよう。そのことを、いわゆる医薬品のネット販売から教訓としてどう引き出すんですかということを聞いているわけなんです。

資料の④を見ていただきたいんですけども、さつき紹介した、くすりの適正使用協議会の調査です。これは、実際にネット販売ができる薬局に

うことを、病院運営を行なうということをやつていい

は店舗があるということを知らない人が、ちょっとこの組み立てがわかりにくいですが、知らない人が八割なんですね。あれば議論をして、やはり実体として店舗が必要だという規制をつけたけれども、そのことを知らないということです。

それから、下の方は、これは二〇〇八年の薬事法改正で、登録販売者という仕組みをつくりました。だけれども、一つ目にあるように、どこのドラッグストアにも薬剤師が常駐していると思っていた人が五〇・四%なんです。しかも、登録販売者という名札をつけていますよね、その人たちが薬剤師の資格を持っていない、このことを理解していた方は三九・八%にすぎなかつたわけなんです。

これはすごく大事なことだと思うんですね。解禁したけれども、あるいはそのために歯どめとして幾つかの規制を残した、それを結局理解していない、よかれと思ってやつたことでも、ユーザーに伝わっていなければ安全とは言えないんだ、だから、正しい情報を伝える、知つてもらわなきゃいけない情報をちゃんと伝えるということを教訓として引き出す必要があるのではないかと思いますが、もう一度お願いします。

○神田政府参考人 先生御指摘の趣旨は、適切な情報がきちんと提供されるように、あわせて指導するべきではないかという御趣旨かというふうに思つております。

今回、ウェブサイトに新しく、これまでのテレビCMですとか折り込み広告と同様に、基本的に同じ規制をかけることとしておりますけれども、先ほど先生が御指摘ございましたように、これまで患者さんが、例えば、がんの患者さんとか難病の患者さんが国内で未承認の薬の治療法などを知る、そういう必要な情報が入手できなくなることがないように、一部広告事項の限定列举を解除する枠組みを設けることにしておりますが、その中では、医療機関側にとつて都合のいいことだけではなくて、きちんと副作用としてどういうものがあるのかとか、値段はどういうものかと

か、どれぐらい期間がかかるのかとか、そういう

た一定の適正な情報とあわせて広告事項の限定を解除したいというふうに思つておりますので、

ネットパトロール等におきましては、そういった適正な情報があわせて行なわれているかどうかといふことも含めて、しっかりと監視をしていきたい

というふうに考えております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

特定機能病院について一言質問したいと思うんです。特定機能病院について一言質問したいと思うんです。大臣がとても力を入れているというのは理解できたと思いますし、私も視察に参加させていただきて、東京女子医大のお話を聞いて、また同僚議員の皆さんとの討論を聞いていて、非常に学ぶことがありました。

それで、私が思つたのは、特定機能病院が、今ほとんどが大学病院で、八十五あると思うんですけど、この資料の⑤にもあるように、大変厳しい条件なわけですよね、これは承認取り消しというのが大変なことだという議論を今しておるわけですから。それでもやはり名乗るということはステータスになるのかな、病院にとっては必要なことなかなことと考えていたわけなんですね。

そこに、何か足りないものがあるんじゃないかなという思いがありました。それは、例えば、第一回大学附属病院等の医療安全確保に対するタスクフォースの会議で、これは二〇一五年でけれども、顧問として出席をしているNPO法人ささえあい医療人権センターCOMI理事長の山口育子氏が、この方たちは、二十五年間で五万四千八百件の電話相談に取り組んできた、その経験から、大学病院の問題と検証が必要な点という資料を出しているんですね。

ここで治療してもらえたからほかに行くくところがない、そう思つておられるから、多少威圧的な

対応や説明でも我慢している、提示された治療方

法も、最先端の治療だから、これを受けるしかないと受けとめがちなんだ、縦割りで、診療科同士の力関係が患者の治療にも影響している、複数での連携がない、そういうふうにおつしやつて、別

の科が対応してくれると思っていた、あの科にはうちから口出しできない、本当にあるあるじゃないかなと思うようなことが指摘をされています。実際に、病院探検隊として行ったときに、本当に開かれた雰囲気があるところは、院内コミュニケーションが豊かで非常にいいと思うけれども、逆に、監視の目が行き届いているんですかけれども、閉鎖しているところというのは、やはり次に生きてこない。職員の対応のひどさを指摘した際に、驚くことに、管理職が、きょう回られたコースは当院で最悪のスタッフがそろつっていた、こう答弁をされたというので、ちょっと本当に驚いたわけですけれども。

第一回でこういう議論がされていたのが、まとめて見ても余り伝わってこないわけなんですね。ですから、高度な医療と安全対策は重要です。だけれども、一方で、こうした患者目線を取り入れる努力がされているんだろうか。これは一言でいいですでの、お答えいただきたい。

○高橋(千)委員 残念ながら、時間が来ましたので、終わります。

○三ツ林委員長代理 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 日本維新の会の河野正美でございます。

前回に引き続き質問を行ないますが、まず冒頭、一問だけ、消費者向け遺伝子検査事業について大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

消費者向け遺伝子検査の今後については、関係省庁が協力して実態を把握しており、その結果をもとに考えるとの趣旨で答弁があつていてものと認識をいたしております。

この問題の最後に、大臣に伺いたいと思いま

すけれども、遺伝子検査に使う技術そのものは医療用とビジネス用で大きな差があるわけではなく、ともに国民の健康を増進する方向で提供されてい

るものであり、将来的には厚生労働省が一元的にやつていく、取り組んでいく問題ではないかと考

えますが、見解はいかがでしょうか。

○塙崎国務大臣 今回の医療法などの改正につきましては、ゲノム医療の実用化に向けて、特に重

点的かつ早急に検討を要する課題でございます医療分野における遺伝子関連検査等の品質、精度の確保、このための制度改革を行なっています。

一方で、医療法等の対象となるもの以外の遺伝子検査、いわゆる消費者向けの遺伝子検査サービ

は厚生労働省としての直接の関与というものはなくなりますけれども、東京女子医科大学、それから群馬大学医学部附属病院については、承認取り消しに当たりまして、社会保障審議会医療分科会から、関係する自治体とともに連携して継続的に指導を行っていくべきとの御意見をいただいております。

こうしたことを踏まえまして、厚生労働省としても、現在も半年に一回とか定期的に、両病院における医療安全に関する取り組みの状況の聴取を行つておるところです。

今後とも、こうした取り組みによりまして、両病院における改善に向けた取り組みの状況をしっかりと確認していくかと思います。

○河野(正)委員 今回取り消された二つの病院のうち、東京女子医科大学病院は、御存じのようになりますが、政府の見解を伺いたいと思います。二度目ということになります。再承認した判断の妥当性も含めて検証を必要とするのではないかと思いますが、政府の見解を伺いたいと思います。

○神田政府参考人 お答えいたします。

平成十三年に東京女子医科大学病院で心臓手術を受けた女児が術後に死亡した事故につきましては、院内の医療事故等の報告制度が機能しておらず、安全管理委員会への報告が行われていなかつた、また、遺族から指摘があるまで、医療事故に関する事実関係についての原因究明や御遺族に対する説明がなされなかつたなどを初めてとして、病院管理運営上の問題点が明らかになつたといいます。

その後、同病院の改善策といたしましては、医療安全管理室の設置などの医療安全管理の充実、それから、診療録ですか看護記録など、分散して管理、保存されていた患者情報の一元化、医療安全管理責任者たる病院長が、人事ですか事業

計画とか、そういうことについて権限の強化が図られたこと、こうしたこと再度医療分科会でございました。現も半年に一回とか定期的に、両病院における医療安全に関する取り組みの状況の聴取を行つておるところです。

○河野(正)委員 今後とも、こうした取り組みによりまして、両病院における改善に向けた取り組みの状況をしっかりと確認していくかと思います。

厚生労働省としては、再承認後に明らかになつた問題も踏まえて、同病院について、改善に向けた計画だけではなく、今回の承認取り消しの審議を行つた医療分科会での意見を踏まえた病院長が管理者として責務を果たせるようなガバナンス体制の強化などが適切に実施されているかどうか、また、昨年六月に行いました特定機能病院の承認要件の見直しを踏まえた取り組みがしっかりと実施されているかどうか、継続的に改善、取り組み状況をモニタリングする必要があるといふように考えております。

○河野(正)委員 あと、時間がもうありませんので簡単に伺いますが、聖マリアンナ医科大学におきまして、指定医の不正取得問題というのがございました。患者さんの死亡ということではないものの、人権上は極めて大変な問題、我が国のこういった精神保健制度の根幹を大きく揺るがせる問題ではなかつたかと思います。

○河野(正)委員 また、遺族から指摘があるまで、医療事故に関する事実関係についての原因究明や御遺族に対する説明がなされなかつたなどを初めてとして、病院管理運営上の問題点が明らかになつたといいます。

その後、同病院の改善策といたしましては、医療安全管理室の設置などの医療安全管理の充実、それから、診療録ですか看護記録など、分散して管理、保存されていた患者情報の一元化、医療安全管理責任者たる病院長が、人事ですか事業

学附属病院が特定機能病院取り消しと判断されていない理由、異なる判断となつたポイントを伺いたいと思います。

○神田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の、精神保健指定医の不正取得について

でございますが、二十七年の四月、六月におきま

して、聖マリアンナ医科大学病院において、同一

症例、同一入院期間についてのケースレポートが

提出されるといったことがございまして、精神保

健医の不正申請があつて、不正を行つた医師二十

三名に対して指定の取り消し処分を行つた件であ

るというふうに考えております。

また、厚生労働省としても、立入検査の際に改

善策の実施状況について確認できておらず、フォ

ローアップが不十分であったことについても深く

反省すべき点であるといふうに考えております。

○中島委員 民進党の中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○丹羽委員長 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

た。委員長、理事、委員の皆様には心から感謝申

します。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○中島委員 次に、中島克仁君

きょうは、質問の順番に御配慮いただきまし

であります。それでも、やはり現場に行くと、いうのは大事だと思って、行くことにしておつたわけございます。

ですから、何時間かの滞在だけではあります。が、参加をした方がいいだろうというふうに思つたわけですが、結果的には、国内におけるさまざまな課題にしっかりと対応するということが必要であるということで、大変残念であります。たけれども、これを欠席するということにいたしました。もともと、ゼロ泊二日で二、三時間の会議参加ということではございましたけれども、行けなかつたことは大変残念なことでございます。

もちろん、かわりに幹部の厚労省の事務方を出席させて、今申し上げた健康危機、そしてAMR対策の議論に関してはしっかりと、当初予定していた発言案をもとに貢献をしてまいつたといふふうに思いますので、議論自体は非常によかつたというふうに報告を受けているところでございます。

○中島委員 先週十七日でしたか、当初は、行くと、大変過密な日程だということで今御答弁いたしましたが、事前に準備もされていて、短時間だけれどもいふうに思つていただけども、今回はやめた。その理由について、この記事にあるのは、受動喫煙対策、こちらを優先したという記事になつていて、もしこれが本当なら、今までちよつと御答弁、それが理由といふことでいひんですか。

○塙国務大臣 それを含めてさまざま課題がございまして、それに対応するために、総合的に判断をして欠席をさせていただきました。

○中島委員 それも含めていふうに感じました。大臣からも御答弁いただいたように、今回の国際会議、新感染症対策であり、AMR、薬剤耐性菌に関する非常に重要な内容であったと聞いております。

そして、きのう厚労省に確認したんですが、各

國の大臣の出席状況、詳細はまだわかりませんけ

れども、これまで日本が主導で進めてきたAMRであります。昨年のがん対策で新たに発生をして、感染拡大の懸念もされており、こういった国外の状況を情報収集するに当たつても、大変重要な会議であつたのではないかなと。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係しているのであれば、大変、私はやはり行つていただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

ゼンスを高めるためにもやはり大臣が、最初から準備もされておつて、短時間だけれども行きました。私はそのように受けとめましたが、もし

その理由の一つにこの受動喫煙対策、これが関係

しているのであれば、大変、私はやはり行つてい

ただきたかったな、そのように思うわけです。

今回の詳細はまだわかつていません。内容をき

していよいよ、英文で、全部目を通す

やせんそく患者など弱い立場の方々の働く際の健

康の問題、これは極めて重要なことというふうに思つていますし、働き方改革実現会議でも、生稻さん

が委員としてずっと参加をされ、人知れずがんと

闘つておられたときのお気持ちをお聞きするに當

たつても、やはりがんの患者として、あるいはサ

バイバーとしてどう働くかということを考えていま

くと、弱い立場の方々が働く際の健康の問題、つまり、どうすれば望まない受動喫煙が実効性のある形で防止ができるのかという点は、皆で考えなければならぬ大変重要な問題だといふうに思つります。

そして、その一つに受動喫煙対策に対する調整

があつたということは大臣否定をされませんでし

たが、大臣がそれほどまでに、以前から我が党の議員からも、受動喫煙に対する質問に、大臣も

並々ならぬお考え、決意もあられるようござい

ますけれども、その重要視している受動喫煙対策

について、自民党的部会において、先週、自民党的

大西英男議員から、がん患者は働くかなくていい

と発言があった。このことが大きく報道されました。その後、大西議員、謝罪はされました、その発言自体は撤回をしておりません。その誤解を招いたこと自体が問題だと私は思います、大臣は、このような発言、誤解では済まされない、

あつてはならない発言だと、この場で明確にお示しをいたさたいと思います。

○塙国務大臣 御指摘の議員の御発言は、私も

出席をした、受動喫煙防止対策についての党の厚

生労働部会での発言ではないかというふうに思つますが、これは国会議員の発言でございますので、私は、政府の者としてコメントは差し控えた

かなど。

やはりここは、大臣が出席をする、そして従業者を主導で進めてきた部分でいえば、日本のプレ

て検査業務の外部精度管理調査を受ける義務を課してありますけれども、一定の精度は確保されているものと考えておりますけれども、平成二十七年の都道府県による立入検査においては、三割の衛生検査所に対しまして精度管理の向上に対する事項を目指しているところでございます。

また、検体検査の実施主体ごとの具体的な検体検査の質と精度のばらつきについて、厚生労働省として直接把握しているということではございませんけれども、今回の法改正によりまして、医療法上に検体検査の精度に関する基準を設けまして、適切な基準を新たに定めることとなりますので、先ほど申し上げた医療機関ですとか衛生検査所等における検体検査の精度の差が是正されるものというふうに考えております。

中島委員 今、御答弁いただきました。それぞれ施設内で検査をしているものから委託業者に委託しているものを含めて一定の精度は担保・確保できている。ただ、調査によると三割近くが指導された実績もあると。要するに、では、ばらつきがあるという認識をされておるということですね、それが一定内にとどまつておると。これは、言うまでもなく、検体検査、今データヘルスも重視されておりますが、診断のそもそもその根拠となるものであります。この精度管理について、その管理の主体は管理者であり、委託している場合には委託の責任者ということになりますが、これも時間がないので飛ばしていきますけれども、病院、みずから検査がある病院も含めていますが、一方で、小規模の施設、診療所を含めた業務につきましては、医療機関の管理者が責任を負うということになりますけれども、医療機関で行われる業務につきましては、精度管理につきましては精度管理責任者が責任を負い、受託業務全般については受託業務責任者が責任を負うという仕組みに現在なってございます。

○神田政府参考人 現状におきましては、診療所等医療機関の中で行います検体検査については精度管理等の基準が設けられておりませんので、先ほど申し上げましたように、診療報酬上の検体検査管理加算などによって一定の精度は管理されているところがあるものの、かなりのばらつきがあるというふうに考えております。

今後、小規模施設等を含めて検体検査の基準を設定していくことを検討することになるわけでございましょうけれども、それにつきましては、医療関係者等が参加します検討会で具体的な議論をしていきたいというふうに思つております。

この中で、例えば、大規模な病院ですとか中小規模診療所など規模や能力がどうであるか、また、遺伝子關連検査のように高度な技術を伴うものであるかどうかといった検査の内容などに応じて適切な基準が設定できるように議論することとしているところでございます。

御指摘の診療所のような小規模の医療機関の負担等についても考慮いたしまして、検体検査の品質、精度が確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○中島委員 先ほど、ばらつきはあるけれども一定の範囲とということだったんですが、これは、診療所を含めますと、精度管理ということからいくと相当ばらつきがあると私は思います。

当然ながら、簡易な検査キットであったりとか小型検査装置を用いて診療所がみずから実施している場合、この精度管理しているのは医師であつたり看護師さんがやつている場合もある。これは、専門の臨床検査技師さん、臨床検査医がやるのとは全く意味が違つてくるんだというふうに思います。

こういったことに関して、この精度管理、そういう一般診療所で行われるような精度管理について、今御答弁いたきましたが、ある一定の基準も設けていくということあります。しかし、私

も自身で検体検査をやることもござりますから、これは、過度な規制、基準を設けてしまって実際には現場が回らなくなる。さりとて、先ほど言つたように、診断の根拠となる検体検査、この精度はより精度を高めていかなければいけない。大変悩ましい問題ではあるわけでありますけれども、やはり何かしらの仕組みが必要になつてくる。

先ほど、病院の規模等でいろいろ分類していくというお話をございましたが、今後、その基準のあり方については検討会で検討されるということなんですが、やはり、この精度管理について、診療所も含めてある一定程度の基準は設けた方がいいだろう。しかし、余り過度な基準を設けてしまうと実際に診療所等小規模施設でやられている検査が実際に回らなくなつてしまつ可能性もある。大変悩ましい問題ではあるわけですが、やはり、これは、今後検討事項ということになりますが、ぜひ現状に合つた、さらには精度をより縮めていく、大変難しいとは思いますけれども、ここについては慎重かつ丁寧に検討を加えていただきたいというふうに思います。

この日安になるのが、やはり検体検査管理、人員基準であつたり設置基準、検査実施体制、外部精度管理ということになるというふうに思いますが、アメリカではCLIA法等で項目を分けているということもあります。そういった観点からいつて、やはり今後の検討が大変重要になるということです。

そもそも、先ほども少しお尋ねをいたしましたが、今、日本は国民皆保険で、診療報酬で全て賄われておる。そういう状況で、精度管理の重要性というのは先ほども言つたように大変重要なつくる根拠となるものであります。そもそも、その専門家である臨床検査医、臨床検査技師、この位置づけを厚労省としてどのように考えていいのか、お尋ねをしたいと思います。

○神田政府参考人 お答えいたします。

臨床検査技師につきましては、臨床検査技師というその名称を用いまして検体検査ですとか生理解

学的検査を行ふ者というふうになつてございませんし、必ずしも業務独占ということにはなつておらないわけでござります。したがつて、検査そのものにつきましては必ずしもこれらの有資格者によつて実施しなければならないということにはなつてございません。

しかし、先ほど先生御指摘のような検体検査の重要性に鑑みまして、衛生検査所の管理者や、医療機関内で検査業務を受託する業者でありますプランチラボの受託業者の責任者というのは医師または臨床検査技師でなければならないということにしてゐるほか、衛生検査所やプランチラボにおいて検査の精度を適正に保つ精度管理責任者については医師または臨床検査技師を置かなければならぬということで、精度管理の担保をしていくところでござります。

○中島委員 時間がないので飛ばしていきますが、そもそもこの検体検査、精度管理のあり方にについて、先ほど、一定の範囲で保たれているといふのは、内部精度管理と外部精度管理、ここに委ねられておる結果だというふうに思いますが、基本的には、例えば外部精度管理は、日本医師会がやつていて、臨床検査技師会が年に一回やつているものに提出をして、その精度を確認していくと。ただ、この回数であつたりとか評価の対象は全て病院の自主性に任せられていることであつたり、そもそもその外部精度管理の担保といふのは、日ごろの内部精度管理、機械のメンテナンスであつたりとかさまざまな機会、そいつた面、内部精度管理がその質の担保になる。その基準が今まで全く設けられていなかつた、このことに問題があるというふうに思います。

その専門家である臨床検査技師さん、そういうつた検査の専門家を、やはり今後チーム医療の中でどうやって活躍の場を広げていくか、これは働き方改革にも資することだというふうにも思ひます。

ロアドバイスをいただいたりすると、臨床検査技師さん初めそういう方々の活躍の機会をもっとふやさずすべく、施策を進めていくつてもいいのかなどいうふうに感じている次第であります。

これは、病院、診療所で検体検査という話をしましたが、今、地域包括ケアシステムであり、そして、その中で在宅医療を推進するということです、検体検査、検査自体、行われるのは医療機関にとどまりません。実際に介護施設であったりとか在宅で検査をすることもあるということで、これも確認ですが、そういう精度管理について、介護施設、在宅での精度管理についてどういう認識を持たれているのか、また今後どのような体制を整えようとして考へておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○神田政府参考人 御指摘のように、今回の医療法の改正におきましては、医療機関の管理者が医療機関において実施する検体検査について、精度管理の基準を定めるための根拠規定を新設するというものでござります。

先生御指摘のとおり、在宅医療の現場ですとか介護施設における検体検査についてもその精度管理は重要となつてまいりますけれども、基本的にいは、在宅ですとか介護施設で行われるものにつきましては、経過観察等の目的で簡易的に行われているものが多いのではないかとうふうに考えらるべきことから、現状、医療機関で行われる精度の高い検査と同様の基準を課すということは考えておりません。また、生理学的検査につきましては、直接人体に検査をする医行為ということになりますので、医師とか臨床検査技師等、有資格者によって行うことによってその質が確保されるものというふうに考えております。

今後、検体検査の特性ですか、今申し上げましたような内容等に応じまして、必要性を含めて検討していくたいとうふうに考えております。

○中島委員 もう時間になつてしまつて、一問だけ大臣にお聞きしたいと思います。

今、チーム医療の中での検査の専門家の役割をいうことでお話をしましたが、私もこの間、臨床検査技師会の方と話をして、今、在宅事業、そのモデル事業をやり始めたり、大臣の御地元、愛媛県宇和島での認知症診断、何か、資料を見たら、塙崎大臣と意見交換という内容が入っていたんですね。

○丹羽委員長 これより討論に入るのります。

○丹羽委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○中島委員 ありがとうございました。

○丹羽委員長 申し出がありませんので、直ちに採決に

いたしました。

（会場内騒動）

○丹羽委員長 申し出がありませんので、直ちに採決に

いたしました。

うことなく慎重に検討を重ね適切に設定すること。遺伝子検査ビジネスについては、医療に関する分野も多く、消費者の期待もあるため、実態把握に努め、対応を早急に検討するとともに、検体検査以外の臨床における検査の基準についても医療従事者及び患者にとって信頼に足るものであるよう、品質・精度管理について、学術団体等の作成するガイドライン等に対し、国としても必要があれば関与し、検討を加えること。

二 遺伝子関連検査など検体検査の分類を策定するに当たっては、医療法の適用範囲に含まれるものを明確にするとともに、今後の検査技術の研究の進展により新たな検査が生じた

場合も遅滞なく検査の安全性等の評価を行
い、品質・精度管理についての基準を設ける
よう努め、必要に応じてその結果を受けての
カウンセリングへのアクセスの確保を実現す
るよう体制を整えること。

では、医療機関内はもとより、衛生検査所等で必要な措置が講じられるよう施策を講ずること。とりわけ、情報の管理を行う機関の廃業等の場合には情報の流出等をさせないようとりわけ注意を払うよう万全の措置を講ずる

四 特定機能病院におけるガバナンスについて
は、開設者と管理者の独立性の確保のみならず、医療安全及び医療の質の確保に向けた管理者の権限が発揮される体制が構築されるよ

第一類第七號

厚生労働委員会議録第二十二号

平成二十九年五月二十四日

ること。

六 改正法第十九条の二に定める事項について、特定機能病院以外の医療機関にも適用することについての適否を検討するとともに、実施する医療機関に対する支援措置を考慮すること。

七 特定機能病院の承認の取消しを受けた医療機関の再承認に当たっては、再発防止対策はもとより、ガバナンスの強化や、医療事故当事者の心情に十分配慮し真摯に向き合う相談体制の構築等の承認要件への対策の状況について十分に確認し、検討をすること。

八 医療情報の提供内容等のあり方に關する検討会とりまとめにおいて広告可能事項を限定すると医療情報の提供促進に支障が生じるとされたことに鑑み、医療機関のホームページについて、広告可能事項の限定の解除要件を検討するに当たっては、過度な規制とならないよう留意すること。

九 医療情報の提供を促進し患者の選択を支援する観点から、適正な情報発信が阻害されることのないよう十分な移行期間を確保するとともに、ホームページの適切事例及び不適切事例等を具体的に示すなどその支援を行いつつ、客観的事実に基づく比較や体験談等の扱いについて医療機関ホームページにおける広告規制の在り方について検討を加え必要な措置を講ずる一方、医療広告の禁止事項とその解説の安易な拡大がなされないよう必要な措置を講ずること。

十 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等のホームページを新たに規制強化する場合には、患者の選択に役立つ十分な情報提供ができるよう配慮すること。

十一 美容医療における痩身や美白や脱毛を始めとした全身美容術を業となす者と提携した悪質な事業の実態の把握に努め、必要な措置を講ずること。

十二 持分あり医療法人の持分なし医療法人へ

の移行については、法人運営の適正性要件の設定に当たっては安易な要件とならないよう

他の法人とのバランスを考慮しつつ設定するとともに、移行に係る課題の調査を引き続き進め、必要な措置の検討を行うこと。

十三 病院及び診療所等の開設者の経営の適正さを確保するため、医療法人以外の法人及び個人の経営状態を把握する方法の検討を行い、適正な医療が継続して提供できるよう必要な措置を講ずること。

十四 助産所と医療機関との連携については、助産所、医療機関双方の負担に十分配慮しつつ、適正に連携が図られるよう支援をするとともに、分娩方法に関する情報の把握に努め、妊娠婦等への適切な情報提供について検討すること。

十五 丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○塩崎国務大臣 この際、塩崎厚生労働大臣が附帯決議を付しますので、これを許します。塩崎厚生労働大臣。

○丹羽委員長 附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○丹羽委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次に、内閣提出、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

告することができることがありますとともに、勧告を行った上で申し立てを却下する審判をする場合においても、家庭裁判所は、都道府県等に対し、当該指導措置をとるよう勧告することができることとしております。

第二に、一時保護に対する司法審査の導入であります。二月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合は、都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととしております。第三に、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大であります。都道府県知事等は、保護者の同意のもとで里親委託、施設入所等の措置がとられ、または一時保護が行われている場合にも、児童虐待を行った保護者が児童の身边につきまとつてはならないことを命ずることができます。この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

政府は、この法律の施行後三年を目途として、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与のあり方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされました。

○塩崎国務大臣 この規定を踏まえ、児童の保護に関する強化等を行い、虐待を受けている児童等の保護を図るために、この法律案を提出いたしました。

○塩崎国務大臣 以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

○塩崎国務大臣 第一に、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与であります。

○塩崎国務大臣 家庭裁判所は、里親委託、施設入所等の措置に関する承認の申し立てがあつた場合は、都道府県等に対し、保護者に対する指導措置をとるよう勧

告することができることがありますとともに、勧告を行った上で申し立てを却下する審判をする場合においても、家庭裁判所は、都道府県等に対し、当該指導措置をとるよう勧告することができることとしております。

○塩崎国務大臣 二月を超えて引き続き一時保護を行うことは、その旨を保護者に通知するものとしております。また、家庭裁判所がこれらの勧告を行ったときは、その旨を保護者に通知するものとしております。

○塩崎国務大臣 二月を超えて引き続き一時保護を行うことは、その旨を保護者に通知するものとしております。

改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(家事事件手続法の一部改正)

第五条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

「二百三十四条中「同じ。」及び「を「同じ。」に、「次条において同じ。」は」を「同条において同じ。」及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いき統合の一時保護についての承認の審判事件(同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。)は」に改め

「二百三十四条中「同じ。」及び「を「同じ。」に、「次条において同じ。」は」を「同条において同じ。」及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いき統合の一時保護についての承認の審判事件(同表の百二十八の二の項の事項についての審

判事件をいう。同条において同じ。)は」に改め

「二百三十六条第一項及び二百三十七条中「承認又は」を「承認」に、「承認の」を「承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いき統合の一時保護についての承認の」に改める。

第二百三十八条に次の二号を加える。

五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いき統合の一時保護についての承認の審判事件(児童を現に監護する者児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いき統合の一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条 削除

別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同表の百二十八の項の次に次のように加える。

| 百二十八の二 | 児童相談所長又は都道府県知事の引き 続いての一時保護についての承認 | 児童福祉法第三十三条第五項 |
|--------|--------------------------------------|---------------|
|--------|--------------------------------------|---------------|

虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童福祉法第二十八条の保護措置の手続において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができるところとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由